

グループホーム安全の里 利用契約書

(以下「契約者」という。)と社会福祉法人安全福祉会(以下「事業者」という。)は、(以下「利用者」という。)が、グループホーム安全の里(以下「事業所」という。)において、事業者が提供する認知症対応型共同生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

(契約の目的)

第1条 介護保険法令の趣旨に従い利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し第4条及び第5条に定める認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。

2 事業者が利用者に対して実施する認知症対応型共同生活介護サービスの内容、利用期間、費用等の事項(以下「認知症対応型共同生活介護計画」という。)は、別紙施設サービス計画書に定めるとおりとします。

(契約期間)

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了の日までとします。ただし、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は同じ条件で更新されたものとし、以後も同様とします。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成・変更)

第3条 事業者は、認知症対応型共同生活介護計画について、利用者及び契約者に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

3 事業者は、利用者及び契約者の要請に応じて、認知症対応型共同生活介護計画について変更の必要があるかを調査し、その結果、認知症対応型共同生活介護計画の変更が必要と認められた場合には、利用者及び契約者と協議して、認知症対応型共同生活介護計画を変更するものとします。

4 事業者は、認知症対応型共同生活介護計画を変更した場合には、利用者又は契約者に書面を交付しその内容を確認するものとします。

(介護保険の基準サービス)

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、利用者に対して日常生活上の世話及び機能訓練等を提供するものとします。

(介護保険の基準外サービス)

第5条 事業者は、契約者との合意に基づき、次のサービスを提供するものと

します。

- (1) 家賃
- (2) 入居保証金
- (3) 食費
- (4) 光熱費
- (5) 共益費
- (6) 寝具貸出管理費 (ただし、持ち込みの場合は費用はかかりません)
- (7) その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。

2 前項のサービスについて、その利用料金は、契約者が負担するものとします。

3 事業者は、第1項に定めるサービスの提供について、必要に応じて利用者及び契約者にわかりやすく説明するものとします。

(契約期間と利用期間)

第6条 本契約上の「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条に定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現に認知症対応型共同生活介護サービスを実施する期間とします。

(利用料金の支払い)

第7条 契約者は、利用者が要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分を事業者に支払うものとします。

2 契約者は、第5条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

3 契約者は、前2項のほか、利用者の日常生活上必要となる諸費用の実費を事業者を支払うものとします。

4 前3項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者は、これを翌月末日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

(利用の中止・変更・追加)

第8条 契約者は、第6条に定める利用期間前において、認知症対応型共同生活介護サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービス利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス開始日の前日までに事業者申し出るものとします。

2 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者が満室で契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を契約者に提示して協議するものとします。

3 契約者は、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止

することができます。

- 4 前項の場合に、契約者はすでに実施されたサービス利用料金支払い義務及び第12条第3項（現状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
- 5 第4項により契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

（利用料金の変更）

第9条 第7条第1項及び第2項に定める利用料金は、介護給付体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更するものとします。

- 2 前条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない理由がある場合、事業者は契約者に対して変更を行う2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更できるものとします。

（事業者及びサービス従事者）

第10条 事業者及びサービス提供に従事する職員（以下「職員等」という。）は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、利用者の体調、健康状態からみて必要な場合は、家族又は看護職員と連携し、利用者からの聴取、確認の上サービスを実施するものとします。
- 3 事業者及び職員等は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護サービス提供の記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じ、これを閲覧させ複写物を交付するものとします。

（守秘義務等）

第11条 事業者及び職員等は、認知症対応型共同生活介護サービスを提供する上で知り得た契約者、利用者又はその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

- 2 前項の守秘義務は、本契約が終了した後も同様とします。
- 3 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合は、医療機関等に利用者に関する心身の情報を提供できるものとします。
- 4 事業者は、第17条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書で契約者の同意

を得るものとします。

(利用者の施設利用上の注意事項等)

第12条 利用者は、居室、及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、事業者及び職員等が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者は利用者のプライバシー等の保護に十分な配慮するものとします。

3 契約者は、利用者が施設、設備を故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合は、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

4 利用者の心身の状態により特段の配慮が必要な場合は、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(損害賠償責任)

第13条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき理由により、利用者に生じた損害を賠償する責任を負うものとします。

2 第11条に定める守秘義務に違反した場合も、前項と同様とします。

3 利用者に故意又は過失が認められる場合は、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第14条 事業者は、自己の責に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負わないものとします。特に、次の各号のいずれかに該当する場合、事業者は損害賠償責任を免れるものとします。

(1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項を故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

(2) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

(3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない理由にもつぱら起因して損害が発生した場合

(4) 利用者が、事業者もしくは職員等の指示、依頼に反して行った行為にもつぱら起因して発生した場合

(事業者の責任によらない理由によるサービスの実施不能)

第15条 事業者は、本契約の有効期間中に地震等の天災その他自己の責に帰さない理由によりサービスの実施ができなくなった場合は、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求できないものとします。

(契約の終了理由等)

第16条 利用者は、次の各号に基づく契約の終了がない限り本契約の定めに従い事業者が提供するサービスを利用できるものとします。

- (1) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立、又は要支援1と判定された場合
 - (2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない理由により施設を閉鎖した場合
 - (3) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - (4) 施設が、介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (契約者からの中途解約等)

第17条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。
この場合、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

2 契約者は、利用者が入院した場合並びに利用者にかかる居宅サービス計画が変更された場合には、本契約を即時に解約することができます。

(契約者からの契約解除)

第18条 契約者は、事業者もしくは職員等が、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 事業者もしくは職員等が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくは職員等が第11条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくは職員等が故意又は過失により利用者の身体、財物、信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合に、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第19条 事業者は、契約者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続

し難い重大な事情を生じさせた場合

- (2) 契約者による第7条第2項から第5項に定めるサービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催促にも関わらずこれが支払われない場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又は職員等もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
(精算)

第20条 第16第1項第1号から第4号により本契約が終了した場合において、利用者が既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第12条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

(苦情処理)

第21条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議)

第22条 本契約に定められていない事項等又は疑義が生じた場合、事業者は介護保険法その他法令の定めるところに従い、契約者と誠意を以って協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し契約者又は利用者及び事業者が記名捺印の上、それぞれが1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

事業者 所在地 三重県亀山市住山町字大掛 5 9 0 番地 1

事業者名 社会福祉法人 安全福祉会
グループホーム安全の里

代表者氏名 代 表 佐野 知之

契約者 住 所

氏 名 印

利用者 住 所

氏 名 印